

種の保存法の改正

- ・特定第二種国内希少種制度の創設
- ・国内希少種の提案募集制度の創設
- ・国際希少種の登録に係る更新制の導入、個体識別措置の義務、特別国際種事業者(象牙取扱事業者)の登録制度の創設
- ・生息地等保護区の指定促進のための制度改変
- ・希少種保全動植物園等の認定制度の創設 等

施行令の改正(案)

- ・特別国際種事業者の登録が必要となる器官等(=象牙)の規定 等

省令・告示の改正(案)

- 種の保存法施行規則の改正
 - ・希少種保全動植物園等の認定基準の規定
 - ・更新・個体識別措置が必要となる種名及び個体識別措置の内容の規定 等
- 特定国際種事業・特定国内種事業に係る届出等に関する省令の改正
 - ・届出・登録事業者に係る国の公表事項及び陳列・広告時の届出・登録事業者の表示事項等の規定 等
- その他関係省令・告示における所要の改正

反映

希少野生動植物種保存基本方針(法定、閣議決定)

- 1 種の保存に関する基本構想
- 2 希少種の選定に関する基本的な事項
- 3 **国内希少種に係る提案の募集に関する基本的な事項**
- 4 希少種の個体等の取扱いに関する基本的な事項
- 5 国内希少種の個体の生息地等の保護に関する基本的な事項
- 6 保護増殖事業に関する基本的な事項
- 7 **認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項**
- 8 その他種の保存に関する重要事項

反映

絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略(H26.4環境省)

目的

- ・絶滅危惧種の保全を全国的に推進することを目的に、基本的な考え方と早急に取り組むべき施策の展開を示す。

基本的な考え方

- ・保全の優先度:種の存続の困難さと対策効果の視点
- ・効果的な保全対策の考え方:種の特長や減少要因の視点
- ・環境省における計画的な保全対策実施の考え方:知見・技術の集積等、各種制度の活用、保全体制等のあり方

施策の展開

- ・情報・知見の充実、保全対策の推進、多様な主体の連携等